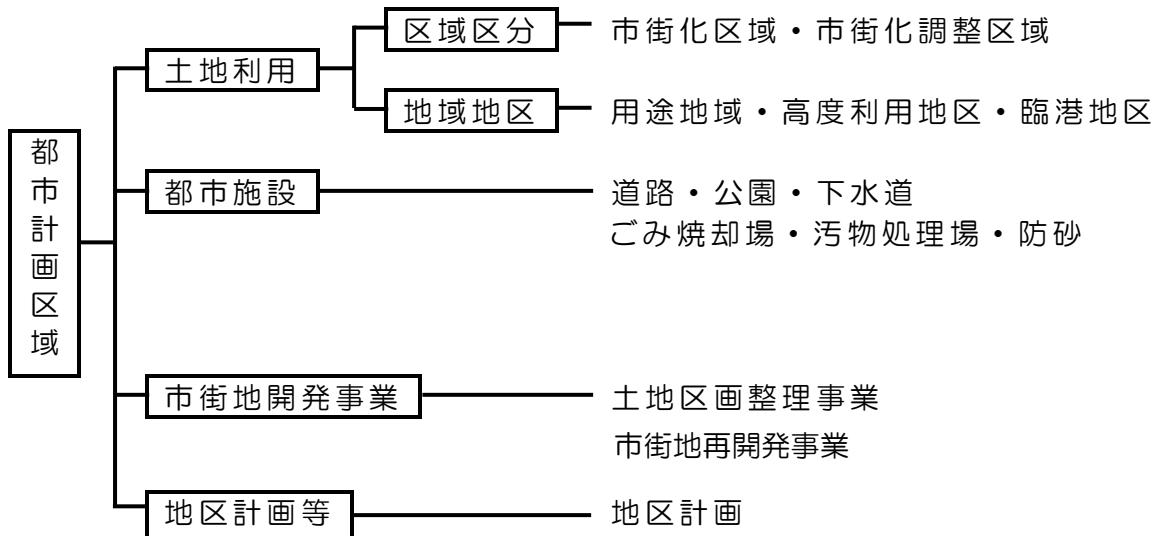


III 三原市の都市計画

■ 三原市で定められている都市計画

都市計画法に基づいて定めることができる都市計画は非常に多様ですが、そのうち三原市の区域において定められている都市計画は次のとおりです。



■ 都市計画区域

都市計画区域は、自然的及び社会的条件等を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全する必要がある区域について定めるものとなっています。

本市には、三原地域に区域区分を定める備後圏都市計画区域、本郷地域に区域区分を定めない本郷都市計画区域が指定されており、制度の異なる2つの都市計画区域が並存しています。

都市計画区域の面積は約14,481ha（備後圏約8,828ha、本郷約5,653ha）で市域の約1/3に当り、都市計画区域内人口は66,541人（令和2年国勢調査）です。

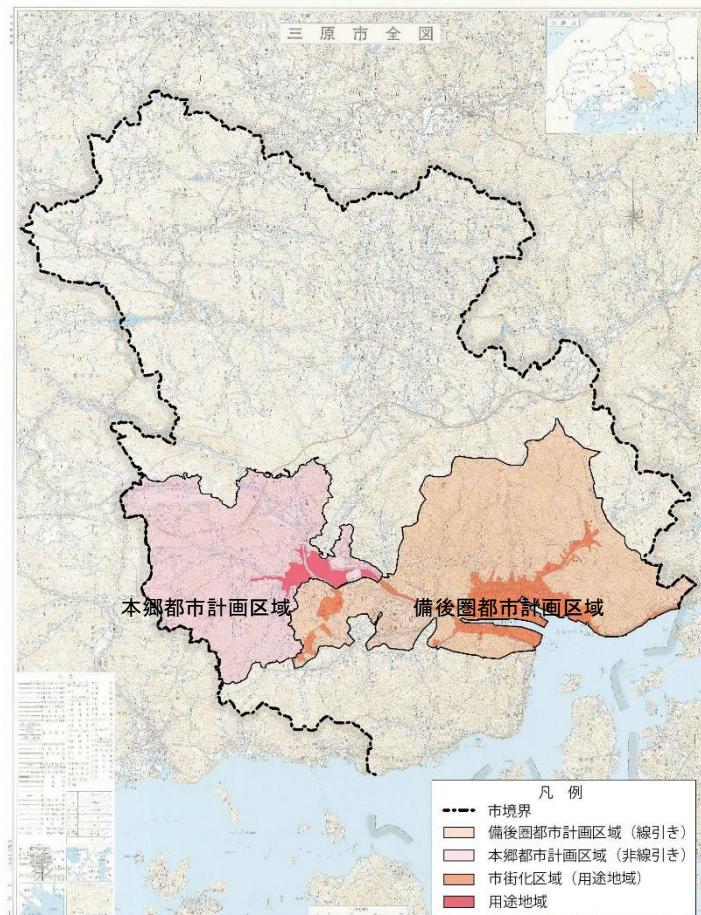


図 都市計画区域図

III 三原市の都市計画

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

市域の一部が備後圏都市計画区域として指定を受けています。備後圏都市計画区域は、三原市のほか尾道市、福山市、府中市で構成されています。

指定変更年月日	指定及び変更の内容	面積
昭和 9(1934). 3.13	広島県三原都市計画区域の指定(内務省告示第125号) 広島県糸崎都市計画区域の指定(内務省告示第127号)	三原町区域 糸崎町区域
昭和32(1957). 5. 6	広島県三原都市計画区域の変更(建設省告示第743号)	三原市区域
昭和48(1973). 3. 9	広島県三原都市計画区域を備後圏都市計画区域に変更(県報定期第18号公告)	約7,843ha
昭和59(1984). 4.16	三原市に係る都市計画区域の県報公告の訂正 (県報定期第4035号公告)中之町南及び北の一部を除外	約7,843ha
平成 3(1991). 9.30	備後圏都市計画区域の変更(県報号外第122号公告) 沼田西町松江、沼田西町小原、沼田東町納所、沼田東町末広字般若、 田野浦町の一部を追加指定	約8,553ha
平成13(2001).10.11	備後圏都市計画区域の変更(県報定期第5779号公告) 沼田西町惣定の全域、小泉町の一部を追加指定	約8,820ha

※糸崎九丁目松浜地区、貝野地区埋立の一部竣工により、令和7年4月現在の都市計画区域面積は約8,828ha。

【本郷都市計画区域】

本郷町北西部に位置する広島空港周辺から、本郷駅周辺を中心とした既成市街地に至るまで、本郷町の大部分が本郷都市計画区域に指定されています。

指定変更年月日	指定及び変更の内容	面積
昭和61(1986).12.15	本郷都市計画区域の指定	約5,653ha

■ 市街化区域及び市街化調整区域

昭和48年の都市計画区域の見直しとほぼ同時に、備後圏都市計画区域には区域区分が定められています。

その後、9回の総合的な見直しを経て現在に至っています。

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

決定変更年月日	決定及び変更の内容	市街化区域面積	市街化調整区域面積
昭和48(1973). 3.27	当初決定 広島県告示第 229号	約1,151.0ha	約6,692.0ha
昭和57(1982).12.16	第1回見直し 広島県告示第1318号	約1,147.1ha	約6,695.9ha
平成 3(1991). 9.30	第2回見直し 広島県告示第1073号	約1,237.5ha	約7,315.5ha
平成 4(1992). 9.10	特定保留解除 広島県告示第 952号	約1,255.0ha	約7,298.0ha
平成13(2001).10.11	第3回見直し 広島県告示第 898号	約1,347.6ha	約7,472.0ha
平成17(2006). 1.31	第4回見直し 広島県告示第 128号	約1,347.6ha	約7,472.0ha
平成22(2010). 3.25	特定保留解除 広島県告示第 242号	約1,353.7ha	約7,474.3ha ^(注1)
平成24(2012). 4. 5	第5回見直し 広島県告示第 378号	約1,353.8ha	約7,474.2ha
令和 4(2022). 12.26	第6回見直し 広島県告示第 954号	約1,347.3ha	約7,480.7ha
令和 7(2025). 3.31	隨時見直し ^(注2) 広島県告示第365号	約1,345.1ha	約7,482.9ha

(注 1) 調整区域面積の増分は、貝野地区埋立の一部竣工による調整区域面積増を整理したことによる。

(注 2) 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入（逆線引き）する取組による。

III 三原市の都市計画

【本郷都市計画区域】

本郷都市計画区域は区域区分を定めていない、いわゆる「非線引都市計画区域」です。

■ 用途地域

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

決定変更年月日	決定及び変更の内容
昭和26(1951). 6. 1	当初決定 建設省告示第4244号(昭和26年6月21日施行) ○住居地域 944.Oha、商業地域 94.Oha、準工業地域 71.Oha、 工業地域 151.Oha、未指定 11、369ha
昭和41(1966).12.28	建設省告示第4244号(昭和42年1月17日施行) ○住居地域 904.Oha、商業地域 68.Oha、 準工業地域 69.Oha、工業地域 233.Oha
昭和48(1973).12.25	建設省告示第1002号（備後圏として当初決定） ○第一種住居専用地域 58.3ha、 第二種住居専用地域 93.1ha、住居地域 507.9ha、 近隣商業地域 60.7ha、商業地域 45.9ha、 準工業地域 152.Oha、工業地域 28.1ha、 工業専用地域 205.0 ha
昭和57(1982).12.16	広島県告示第1319号 第1回見直し ○第一種住居専用地域 58.3ha、 第二種住居専用地域 93.1ha、住居地域 507.9ha、 近隣商業地域 60.7ha、商業地域 45.9ha、 準工業地域 152.Oha、工業地域 28.1ha、 工業専用地域 205.1ha
平成 3(1991). 9.30	広島県告示第1074号 第2回見直し ○第一種住居専用地域 58.2ha、 第二種住居専用地域 91.7ha、住居地域 492.3ha、 近隣商業地域 75.5ha、商業地域 46.9ha、 準工業地域 149.8ha、工業地域 116.5ha、 工業専用地域 206.6ha
平成 4(1992). 9.10	広島県告示第953号 特定保留解除 ○第一種住居専用地域 75.7ha、 第二種住居専用地域 91.7ha、住居地域 492.3ha、 近隣商業地域 75.5ha、商業地域 46.9ha、 準工業地域 149.8ha、工業地域 116.5ha、工業専用地域 206.6ha
平成 8(1996). 3.25	広島県告示第330号 法改正に伴う変更 ○第一種低層住居専用地域 58.2ha、 第一種中高層住居専用地域 91.7ha、 第一種住居地域 497.3ha、近隣商業地域 81.3ha、 商業地域 46.9ha、準工業地域 156.5ha、 工業地域 116.5ha、工業専用地域 206.6ha
平成13(2001).10.11	三原市告示第 82号 第3回見直し ○第一種低層住居専用地域 66.7ha、 第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 110.4ha、 第一種住居地域 506.Oha、近隣商業地域 81.3ha、 商業地域 46.9ha、準工業地域 155.3ha.

III 三原市の都市計画

(用途地域づき)

決定変更年月日	決定及び変更の内容
平成16(2004).3.10	三原市告示第 13号 第4回見直し ○第一種低層住居専用地域 59.0ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.2ha、 第一種住居地域 503.9ha、準住居地域 26.0ha、 近隣商業地域 86.5ha、商業地域 46.8ha、準工業地域 150.2ha。 工業地域 174.1ha、工業専用地域 206.6ha
平成16(2004).12.17	三原市告示第 94号 第5回見直し ○第一種低層住居専用地域 59.0ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.2ha、 第一種住居地域 503.9ha、準住居地域 26.0ha、 近隣商業地域 86.5ha、商業地域 46.8ha、準工業地域 150.2ha。 工業地域 174.1ha、工業専用地域 206.6ha
平成22(2010).3.25	三原市告示第 20号 特定保留解除 ○第一種低層住居専用地域 59.0ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.2ha、 第一種住居地域 500.1ha、準住居地域 26.0ha、 近隣商業地域 86.5ha、商業地域 50.8ha、準工業地域 150.2ha。 工業地域 180.0ha、工業専用地域 206.6ha
平成24(2012).8.27	三原市告示第131号 第6回見直し ○第一種低層住居専用地域 58.7ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.3ha、 第一種住居地域 500.0ha、準住居地域 26.4ha、 近隣商業地域 99.2ha、商業地域 50.8ha、準工業地域 145.2ha。 工業地域 172.3ha、工業専用地域 206.6ha
平成27(2015).11.18	三原市告示第148号 第7回見直し ○第一種低層住居専用地域 58.7ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.3ha、 第一種住居地域 500.0ha、準住居地域 26.4ha、 近隣商業地域 101.2ha、商業地域 50.8ha、準工業地域 143.2ha。 工業地域 172.3ha、工業専用地域 206.6ha
令和4(2022).12.26	三原市告示第146号 第8回見直し ○第一種低層住居専用地域 55.8ha、第二種低層住居専用地域 0.3ha、 第一種中高層住居専用地域 94.1ha、 第一種住居地域 496.5ha、準住居地域 26.4ha、 近隣商業地域 101.2ha、商業地域 50.8ha、準工業地域 143.2ha。 工業地域 172.3ha、工業専用地域 206.6ha
令和7(2025).3.31	三原市告示第36号 随時見直し (市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組による)

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)	高さ限度 (m)
第一種低層住居専用地域	55.7	4.1	100	50	10
第二種低層住居専用地域	0.3	0.0	150	60	10
第一種中高層住居専用地域	93.6	7.0	200	60	—
第一種住居地域	496.2	36.9	200	60	—
準住居地域	26.4	2.0	200	60	—
近隣商業地域	101.2	7.5	300	80	—
商業地域	44.0	3.3	400	80	—
II	4.0	0.3	300	80	—
II (高度利用地区)	2.8	0.2	600	80	—
準工業地域	142.9	10.6	200	60	—
工業地域	171.3	12.7	200	60	—
工業専用地域	206.6	15.4	200	60	—
合計	1,345.1	100.0			

(令和7年4月現在)

III 三原市の都市計画

【本郷都市計画区域】

決定変更年月日	決定及び変更の内容
平成 2(1990). 3. 1 (合計267.8ha)	広島県告示第226号 ○第一種住居専用地域 12.5ha、第二種住居専用地域 56.7ha、住居地域 131.9ha、近隣商業地域 10.9ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 42.5ha
平成 7(1995).12.18 (合計267.8ha)	広島県告示第57号 法改正に伴う変更 ○第一種低層住居専用地域 12.9ha、第二種低層住居専用地域 6.9ha、第二種中高層住居専用地域 49.8ha、第一種住居地域 115.9ha、第二種住居地域 14.2ha、近隣商業地域 12.3ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 42.5ha
平成14(2002).10. 4 (合計267.8ha)	本郷町告示第 42号 第1回見直し ○第一種低層住居専用地域 12.9ha、第二種低層住居専用地域 33.2ha、第二種中高層住居専用地域 51.4ha、第一種住居地域 88.0ha、第二種住居地域 14.2ha、近隣商業地域 12.3ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 42.5ha
平成17(2005). 2.28	本郷町告示第 18号 第2回見直し ○第一種低層住居専用地域 12.9ha、第二種低層住居専用地域 33.2ha、第二種中高層住居専用地域 51.4ha、第一種住居地域 88.6ha、第二種住居地域 7.8ha、近隣商業地域 27.4ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 54.3ha
平成24(2012). 8.27	三原市告示第132号 第3回見直し ○第一種低層住居専用地域 12.9ha、第二種低層住居専用地域 33.2ha、第二種中高層住居専用地域 51.4ha、第一種住居地域 88.6ha、第二種住居地域 7.8ha、近隣商業地域 27.4ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 54.4ha
令和 2(2020).1.21	三原市告示第132号 第4回見直し ○第一種低層住居専用地域 12.9ha、第二種低層住居専用地域 33.2ha、第二種中高層住居専用地域 51.4ha、第一種住居地域 88.6ha、第二種住居地域 7.8ha、近隣商業地域 27.4ha、商業地域 1.4ha、準工業地域 11.9ha、工業地域 71.1.4ha
令和 4(2022).11.22	三原市告示第137号 第5回見直し

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)	高さ限度 (m)
第一種低層住居専用地域	12.9	4.0	100	50	10
第二種低層住居専用地域	26.3	8.2	100	60	10
〃	6.9	2.2	150	60	12
第二種中高層住居専用地域	51.4	16.1	200	60	—
第一種住居地域	88.6	27.7	200	60	—
第二種住居地域	7.8	2.4	200	60	—
近隣商業地域	27.4	8.6	200	80	—
商業地域	1.4	0.4	400	80	—
準工業地域	11.9	3.7	200	60	—
工業地域	85.4	26.7	200	60	—
合計	320.0	100.0			

(令和7年4月現在)

III 三原市の都市計画

■ 高度利用地区(三原都市計画のみ)

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面位置の制限を定める地区です。

三原駅前市街地再開発事業の区域に定められています。

決定変更年月日	決定及び変更の内容
昭和49(1974). 2.22	三原市告示第15号 ○面積約 2.8ha、容積率 30／10以上、 建築面積の最低限度 300m ² 以上
昭和51(1976). 10.21	三原市告示第53号 ○面積約 2.8ha、建ぺい率 8／10以下、 容積率 30／10以上 60／10以下、 建築面積の最低限度 300m ² 以上
平成29(2017)年.7.20	三原市告示第82号 ○第1地区：面積約 1.0ha、建ぺい率 8／10以下、 容積率 30／10以上 60／10以下、 建築面積の最低限度 300m ² 以上 ○第2地区：面積約 0.8ha、建ぺい率 8／10以下、 容積率 15／10以上 60／10以下、 建築面積の最低限度 300m ² 以上

■ 臨港地区(三原都市計画のみ)

臨港地区は、港湾の管理運営上、港湾施設としての機能を整備し、港湾周辺の効率的利用を図るために指定されるもので、尾道糸崎港の区域を地先公有水面とする土地の一部に指定されています。

決定年月日	決定及び変更の内容
昭和 40(1965). 7. 6	建設省告示第 1732 号 ○面積約 42.3ha
平成 18(2006). 4. 17	広島県告示第 314 号 ○面積約 82.7ha
平成 20(2008).12.11	広島県告示第 995 号 ○面積約 88.8ha



写真 貝野地区埋立地



写真 尾道糸崎港

III 三原市の都市計画

■ 道路

都市計画道路は、都市に住み都市で活動するすべての人々が日常的に利用する都市施設で、人や物資輸送のための交通施設としての機能のほか、都市景観の形成、生活環境上の空間、都市防災上の機能、また他の都市施設のための収容空間及び街区構成等の機能を有しており、市街地の誘導発展など都市の構造に大きな影響を与える都市の骨格施設です。都市計画道路は、都市計画法上の道路種別として自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に分類されます。

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

種 別	番 号	路 線 名	計画延長 (m)	幅員 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
自動車専用道路	1・3・001	福山尾道三原線	3,370	23	3,370	100.0
幹線街路	3・4・501	皆実貝野線	2,840	20	2,640	93.0
//	3・4・502	駅桟橋線	170	20	170	100.0
//	3・4・503	糸崎新倉線	6,900	18	6,900	100.0
//	3・4・504	宮沖新倉線	2,710	18	2,710	100.0
//	3・4・505	城町中之町線	4,370	18	3,170	72.5
//	3・4・506	本町古浜線	1,710	16	1,560	91.2
//	3・4・507	円一皆実線	900	16	900	100.0
//	3・4・508	和田新倉線	2,080	16	2,080	100.0
//	3・4・509	本町西線	930	16	170	18.3
//	3・4・510	皆実西野線	1,890	16	1,890	100.0
//	3・4・511	港町恵下谷線	990	18	990	100.0
//	3・5・512	三原駅前線	220	15	220	100.0
//	3・5・513	宮沖円一线	2,600	12	2,600	100.0
//	3・5・514	東町古城線	650	12	250	38.5
//	3・5・515	宮沖和田線	1,350	12	560	41.5
//	3・6・517	港町円一线	450	11	450	100.0
//	3・4・518	三原駅西線	740	16	740	100.0
//	3・5・519	三原駅東線	1,090	12	1,090	100.0
//	3・5・520	糸崎港線	2,440	12	1,462	59.9
//	3・6・521	糸崎桟橋線	230	8	0	0.0
//	3・5・525	宮浦巡回線	3,440	12	3,440	100.0
//	3・4・526	糸崎新倉山手線	10,140	18	10,140	100.0
//	3・4・527	宮浦西野線	700	18	0	0.0
//	3・5・528	古城通糸崎線	2,600	14	2,280	87.7
区画街路	7・6・501	城町線	190	8	190	100.0
//	7・6・502	港町線	190	8	190	100.0
//	7・4・503	駅広場線	100	21	100	100.0
//	7・5・504	皆実宮沖線	520	12	520	100.0
//	7・7・505	宮浦線	310	6	310	100.0
//	7・7・506	頬兼線	280	6	280	100.0
合計	31路線			57,100	51,372	84.0

（令和7年4月現在）※1・3・001福山尾道三原線の計画延長は、三原市域分の延長

III 三原市の都市計画

(道路つづき)

【本郷都市計画区域】

種 別	番 号	路 線 名	計画延長 (m)	幅員 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
幹線街路	3・4・1	椋本三太刀線	3,340	16	1,200	35.9
//	3・5・2	了木西河崎線	1,100	12	350	31.8
//	3・5・3	南中埜一丁線	870	14	620	71.3
合計	3路線			5,310	2,170	46.3

(令和7年4月現在)

■公園緑地

私たちの生活のなかで、憩いの場、休息の場、レクリエーションの場として利用されている公園緑地は、災害時の避難場所、大気汚染、騒音公害等の緩衝地帯としての効果をもつなど都市環境を形成するうえで重要な役割を果たしています。都市公園は、日常生活に密着した比較的小規模なものから大規模なものまで、利用対象や誘致圏、機能に応じて分類されます。

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

種 別	番 号	公 園 名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
都 市 計 画 公 園	運動公園	三原運動公園	17.50	17.50
	近隣公園	宮浦公園	3.96	3.96
	街区公園	湧原公園	0.47	0.00
	//	広友公園	0.33	0.34
	//	古浜北公園	0.33	0.34
	//	古浜南公園	0.19	0.20
	//	皆実東公園	0.34	0.35
	//	皆実西公園	0.28	0.29
	//	和田公園	0.11	0.11
	//	宗郷第三公園	0.10	0.11
	//	江南中公園	0.34	0.35
	//	江南東公園	0.11	0.10
	//	江南西公園	0.21	0.21
	//	江南北公園	0.15	0.15
	//	城町公園	0.10	0.09
	//	皆実第一公園	0.28	0.28
	//	皆実第二公園	0.20	0.20
	//	皆実第三公園	0.34	0.34
	//	明神公園	0.10	0.10

III 三原市の都市計画

(公園続き)

種別	番号	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
都市 計 画 公 園	街区公園	七 宝 公 園	0.25	0.25
	// 2・2・519	西 宮 公 園	0.53	0.53
	// 2・2・520	堀 川 公 園	0.11	0.11
	// 2・2・521	宗 郷 第 一 公 園	0.21	0.21
	// 2・2・522	宗 郷 第 二 公 園	0.21	0.21
	// 2・2・523	明 神 南 公 園	0.24	0.25
	// 2・2・524	頼 兼 公 園	0.25	0.25
	// 2・2・525	西 町 公 園	0.06	0.07
	// 2・2・526	円 一 南 公 園	0.05	0.05
	// 2・2・527	糸 崎 第 一 公 園	0.12	0.12
	// 2・2・528	宮 浦 第 一 公 園	0.20	0.20
	// 2・2・529	宮 浦 第 二 公 園	0.20	0.20
	// 2・2・530	宮 浦 第 三 公 園	0.20	0.20
	// 2・2・531	糸 崎 第 二 公 園	0.10	0.10
	// 2・2・532	中 之 町 第 一 公 園	0.10	0.10
	// 2・2・533	中 之 町 第 二 公 園	0.13	0.13
	// 2・2・534	本 町 中 央 公 園	0.11	0.11
	// 2・2・535	宮 浦 第 四 公 園	0.20	0.20
	// 2・2・536	宮 浦 第 五 公 園	0.20	0.20
	// 2・2・537	大 西 公 園	0.10	0.10
	// 2・2・538	円 一 東 公 園	0.08	0.08
	// 2・2・539	皆 実 第 四 公 園	0.13	0.13
	// 2・2・540	小 浦 公 園	0.08	0.08
	// 2・2・541	皆 実 第 五 公 園	0.18	0.18
	// 2・2・542	西 野 公 園	0.12	0.12
	// 2・2・543	西 町 第 二 公 園	0.65	0.65
	// 2・2・544	港 町 公 園	0.09	0.08
	// 2・2・545	中 之 町 第 三 公 園	0.13	0.13
	// 2・2・546	古 城 通 公 園	0.68	0.68

III 三原市の都市計画

(公園続き)

種別	番号	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
都市 計 画 公 園	街区公園	2・2・547 東町第一公園	0.23	0.23
	// 2・2・548 明神第一公園		0.10	0.10
	// 2・2・549 明神第二公園		0.19	0.19
	// 2・2・550 田野浦第一公園		0.10	0.10
	// 2・2・551 田野浦第二公園		0.22	0.22
	// 2・2・552 青葉台第二公園		0.11	0.11
	// 2・2・553 青葉台第三公園		0.12	0.12
	// 2・2・554 西部団地第一公園		0.11	0.11
	幼児公園 1・1・501 円一公園		0.08	0.07
合計		57公園	32.41	31.99

(令和7年4月現在)

【本郷都市計画区域】

種別	番号	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
都市 計 画 公 園	総合公園 5・4・1 本郷総合公園 (仮称 空港記念公園)		8.10	0.00
	特殊公園 8・4・1 三景園		6.30	6.30
	近隣公園 3・3・1 東本通8号公園		1.40	0.00
	街区公園 2・2・1 本郷第1街区公園		0.19	0.19
	// 2・2・2 本郷第2街区公園		0.15	0.15
	// 2・2・3 東本通1号公園		0.10	0.00
	// 2・2・4 東本通2号公園		0.10	0.00
	// 2・2・5 東本通3号公園		0.10	0.10
	// 2・2・6 東本通4号公園		0.10	0.10
	// 2・2・7 本郷第5街区公園		0.10	0.10
	// 2・2・8 東本通6号公園		0.10	0.10
	// 2・2・9 東本通7号公園		0.14	0.14
合計		12公園	16.88	7.18

(令和7年4月現在)

III 三原市の都市計画

■ 下水道

下水道は、市街地における雨水を排除して、浸水を防除するとともに、家庭からの生活排水や工場・事業所などの排水を集めて処理して、快適な生活環境を確保する都市の基幹施設です。また、同時に河川等の公共水域の水質保全を図るために必要な不可欠な施設です。三原市は、東広島市とともに沼田川流域関連公共下水道事業として実施しています。

【三原公共下水道】※事業計画における進捗率

計画	区分	事業計画 ^(注1) (ha)	供用開始 ^(注2) (ha)	進捗率 (%)
汚水	処理区域	850.4	705.6	83.0
雨水	排水区域	838.3	731.4	87.2

(注1) 三原市流域関連公共下水道事業計画（第16回変更）令和6年度における事業計画区域

(注2) 令和7年4月末現在

決定変更年月日	決定及び変更の内容
平成 2(1990).10.22	沼田川流域下水道決定広島県告示第1078号 ○排水区域約1,838ha（内三原市約923ha） 下水管渠約32,240m, 沼田東中継ポンプ場, 沼田浄化センター
平成 2(1990).10.23	三原公共下水道決定三原市告示第55号 ○処理区域約923ha, 排水区域約923ha, 下水管渠約10,640m, 雨水ポンプ施設3箇所
平成 5(1993).11. 1	沼田川流域下水道変更広島県告示第1082号 ○排水区域約1,944ha（内三原市約1,029ha）, 下水管渠約29,730m
平成 5(1993).11. 1	三原公共下水道変更三原市告示第68号 ○処理区域約1,029ha, 排水区域約1,029ha, 雨水ポンプ施設4箇所
平成 6(1994). 2.28	沼田川流域下水道変更広島県告示第210号 ○下水管渠放流渠約40m
平成 6(1994).12.22	沼田川流域下水道変更広島県告示第1135号
平成 9(1997). 8.11	沼田川流域下水道変更広島県告示第848号 ○排水区域三原公共下水道, 本郷公共下水道, 河内公共下水道, 下水管渠沼田川幹線, 放流, 沼田川浄化センター, 沼田東中継ポンプ場
平成 9(1997). 8.11	三原公共下水道変更三原市告示第62号 ○処理区域約1,033ha, 排水区域約1,033ha, その他の施設4箇所（雨水排水ポンプ場）
平成11(1999).12.14	三原公共下水道変更三原市告示第81号 ○その他の施設5箇所（雨水排水ポンプ場）
平成13(2001).12.10	三原公共下水道変更三原市告示第103号 ○処理区域約1,120ha, 排水区域約1,120ha, その他の施設6箇所
平成18(2006). 3.13	沼田川流域下水道変更広島県告示第274号
平成18(2006). 3.13	三原公共下水道変更三原市告示第18号 ○処理区域約1,123ha, 排水区域約1,123ha, その他の施設6箇所
平成20(2008). 3.21	三原公共下水道変更三原市告示第27号 ○その他の施設7箇所
平成25(2013). 3.14	三原公共下水道変更三原市告示第23号 ○処理区域約1,132ha, 排水区域約1,132ha, その他の施設7箇所
平成26(2014). 7.31	沼田川流域下水道変更広島県告示第537号

III 三原市の都市計画

(下水道づき)

【本郷公共下水道】※事業計画における進捗率

計画	区分	事業計画 ^(注1) (ha)	供用開始 ^(注2) (ha)	進捗率 (%)
汚水	処理区域	691.1	548.7	79.4
雨水	排水区域	210.7	138.2	65.6

(注1) 三原市流域関連公共下水道事業計画（第16回変更）令和6年度における事業計画区域

(注2) 令和7年4月末現在

決定変更年月日	決定及び変更の内容
平成 2(1990).10.15	本郷公共下水道決定本郷町告示第48号 ○処理区域約773ha、排水区域約268ha 下水管渠約1,980m、雨水管渠約1,470m、 雨水ポンプ施設1箇所
平成 5(1993).11. 5	本郷公共下水道変更本郷町告示第58号 ○雨水管渠約880m、雨水ポンプ施設2箇所
平成 7(1995).12.18	本郷公共下水道変更本郷町告示第58号 ○污水管渠約1,280m、雨水ポンプ施設2箇所
平成13(2001). 1.30	本郷公共下水道変更本郷町告示第1号 ○幹線管渠(污水・雨水)を削除
平成16(2004). 3.17	本郷公共下水道変更本郷町告示第12号 ○その他の施設3箇所
平成18(2006). 3.13	本郷公共下水道変更三原市告示第19号 ○処理区域約794ha、排水区域約289ha、その他の施設3箇所
平成25(2013). 3.14	本郷公共下水道変更三原市告示第24号 ○その他の施設3箇所

■ ごみ焼却場

【備後圏都市計画区域(三原都市計画)】

(単位: m², %)

名 称		計 画 面 積 (m ²)	整 備 濟 面 積 (m ²)	整 備 率 (%)
番号	ごみ焼却場名			
501	三原市清掃工場	約 80,600	約 80,600	100.0

決定変更年月日	決定及び変更の内容
昭和53(1978). 1.31	ごみ焼却場の決定 三原市告示第7号 ○三原市清掃工場 約 4.8ha 120t／16hr
平成 6(1994).12.16	ごみ焼却場の変更 三原市告示第68号 ○501号 三原市清掃工場 約 80,600m ² 120t／16hr

III 三原市の都市計画

(ごみ焼却場つづき)

【本郷都市計画区域】

名 称		計画面積 (m ²)	整備済面積 (m ²)	整備率 (%)
番号	ごみ焼却場名			
1	本郷クリーンセンター	約 5,600	約 5,600	100.0

決定変更年月日	決定及び変更の内容
平成3(1991). 8.21	ごみ焼却場の決定 ○ 1号 本郷クリーンセンター 26t／24hr

■ 汚物処理場（三原都市計画のみ）

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

名 称		計画面積 (m ²)	整備済面積 (m ²)	整備率 (%)
番号	汚物処理場名			
51	三原市汚泥再生処理センター	11,600	13,900	—

（令和5年3月現在）

決定年月日	決 定 の 内 容
昭和51(1976). 4. 1	汚物処理場の決定 三原市告示第24号 ○ 1号 三原市し尿処理場 約 1.Oha 140kl／日
平成22(2011).12.13	汚物処理場の変更 三原市告示第90号 ○ 51号 三原市汚泥再生処理センター 約13,900m ²
平成27(2015). 9.24	汚物処理場の変更 三原市告示第126号 ○ 51号 三原市汚泥再生処理センター 約11,600m ²

■ 防砂の施設

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

名 称	計画延長 (m)	整備済面積 (m ²)	整備率 (%)
西野川砂防設備	約1,170	0	0.0

（令和7年4月現在）

決定年月日	決 定 の 内 容
平成 9(1997).12.15	防砂の施設の決定 三原市告示第97号 ○西野川砂防設備 流路工 約 1,170m

III 三原市の都市計画

■ 土地区画整理事業

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

地 区 名	面積 (ha)	事業年度	適 用
宮野浦土地区画整理事業	42.59	S11～S17	
糸崎土地区画整理事業	21.39	S17～S28	
城町土地区画整理事業	24.07	S18～S35	
古浜土地区画整理事業	18.67	S36～S43	
皆実土地区画整理事業	21.33	S40～S45	
江南土地区画整理事業	27.10	S42～S47	
皆実第二土地区画整理事業	24.04	S45～S48	
宗郷土地区画整理事業	22.00	S48～S53	S48.6.6 広島県告示第461号
宮浦土地区画整理事業	91.80	S51～H4	S50.10.21 広島県告示第893号 S58.3.24 広島県告示第334号
明神土地区画整理事業	17.47	H5～H15	H4.9.10 三原市告示第52号
新倉土地区画整理事業	9.60	H12～H21	
11地区	320.06		

【本郷都市計画区域】

地 区 名	面積 (ha)	事業年度	適 用
東本通土地区画整理事業	約47.7	H11～R11	R7.3.10 三原市告示第25号
原市沖土地区画整理事業	11.81	H13～H16	
2地区	約59.51		

■ 市街地再開発事業（三原都市計画のみ）

市街地再開発事業は、老朽化した木造建築物が密集している市街地などで、細分化された敷地を統合し、協同建築物（中高層ビル）の建設を行うことで、公園や道路など公共施設の整備を可能にする事業です。

土地や建物について、権利を持っている人は、それぞれ権利に応じて、新しく建設されたビルと敷地に権利が移し換えられることになります。

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

地 区 名	面 積 (ha)	事業年度	摘 要
三原駅前市街地再開発事業	2.8	S48～S55	S49.2.22 広島県告示第141号 S55.9.16 広島県告示第828号

III 三原市の都市計画

■ 地区計画

【備後圏都市計画区域（三原都市計画）】

名 称	面 積 (ha)	地区整備計画	摘 要
三原西部工業団地地区	145.9	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 かき又は柵の構造の制限	H 3.9.30三原市告示第59号 H 5.5.13三原市告示第28号 H 7.11.9三原市告示第70号 H13.10.11三原市告示第87号
明神・田野浦地区	18.5	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 建築物等の高さの最高限度 壁面の位置の制限	H 8.3.25三原市告示第14号 H13.10.11三原市告示第86号
新倉町木之浜地区	11.3	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 建築物等の高さの最高限度 壁面の位置の制限 かき又は柵の構造の制限	H13.10.11三原市告示第84号 H17.12.21三原市告示第95号 H31.3.6三原市告示26号
あやめヶ丘地区	10.3	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又は柵の構造の制限	H13.10.11三原市告示第84号
みはら青葉台地区	8.1	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 建築物等の高さの最高限度 壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又は柵の構造の制限	H13.10.11三原市告示第85号
松江地区	4.0	建築物の用途の制限 建築物の容積率 建築物の建ぺい率 敷地面積の最低限度	H19.3.27三原市告示第33号 H31.3.6三原市告示第27号

【本郷都市計画区域】

名 称	面 積 (ha)	地区整備計画	摘 要
下三田地区	6.5	建築物の用途の制限 建築物の容積率 建築物の建ぺい率 敷地面積の最低限度	H19.3.27三原市告示第34号
本郷産業団地地区	31.0	建築物の用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 かき又は柵の構造の制限	R2.1.21三原市告示第5号 R4.11.22三原市告示第138号